

請求の原因

第1 事案の概要について

本件は、学校法人森友学園(以下「森友学園」という。)に対する国有地売却問題(以下「森友学園案件」という。)に関し、財務省近畿財務局の職員であった亡赤木俊夫(以下「亡俊夫」という。)が、被告佐川宣寿(以下「被告佐川」という。)ら幹部の指示に基づき3～4回にわたり決裁文書の改ざんを強制されたことや、かかる改ざん作業及び国会対応等のため長時間労働や連続勤務に従事したことによる心理的負荷が過度に蓄積した結果、平成29年7月上旬頃うつ病を発病し、平成30年3月7日に自殺したことから(以下「本件自殺」という。)、原告が、被告国に対しては国家賠償法に基づく損害賠償の請求を、被告佐川に対しては民法709条に基づく損害賠償の請求を行う事案である。

第2 本件訴訟の目的について

本件訴訟の目的は、第1に、なぜ亡俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかったのか、その原因と経緯を明らかにする点にある。原告は、愛する亡俊夫がなぜ本件自殺に追い込まれたのか、その真相を知る権利を有するし、かつ、義務があると考えている。亡俊夫が本件自殺に追い込まれた原因と経緯がうやむやにされ、本件自殺が無かったことにされることは、原告にとって到底受け入れられるものではない。

第2に、行政上層部の保身と忖度を目的とした軽率な判断や指示によって、現場の職員が苦しみ自殺することが二度と無いようにする点にある。原告は、本件訴訟を通じて行政内部の様々な問題点が明らかとなり、今後これらの問題点を踏まえて適切な対策が取られることで、亡俊夫のように自殺に追い込まれる現場の職員が二度と現れないことを心から願っている。

第3に、亡俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのような嘘の答弁が行われたのかについて、公的な場で説明するという点にある。亡俊夫は、本件自殺の直前に作成した手記において、「この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55才の春を迎えることができない儂さと怖さ)」と記載した。すなわち、亡俊夫は、生前、森友学園案件に関連して行われた改ざん等について自ら説明することを望んでいた。しかし、うつ病の発病と本件自殺によって自ら説明することはできなかった。

被告らは、かかる本件訴訟の目的を十分に踏まえた上で、法律上及び事実上の主張を真摯に行い、誠実に証拠を提出し、証人尋問に協力すべきである。

出典：赤木さん損害賠償請求事件「訴状」より抜粋
令和4年4月22日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1(3ページ)における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫(亡俊夫)が作成したファイル一式(本件文書の写し)など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉体面に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上

出典：赤木さん損害賠償請求事件「被告国第4準備書面」より抜粋
令和4年4月22日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

野党からの修正要求項目と与党からの回答

野党修正要求項目	与党からの回答
1. 「難民認定手続き中の送還停止」の例外事由である「3回目以降の申請」を削除	
改正法案61条の2の9第4項1号を削除する	第61条の2の9第4項第1号 「第六十一条の二第一項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することになったことがある者であって、申請に対し、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないもの。」
2. 退去命令違反に対する罰則の削除	
改正法案72条8号(退去命令違反の罪)および6号(旅券申請命令違反の罪)を削除する	退去の命令・旅券発給申請等の命令違反については、命令の前提として勧告を行い、勧告に従わない場合に命令を発することとし、命令違反の場合に罰則を科すものとし、その場合の法定刑を懲役1年から懲役6月に引き下げる
3. 監理措置の基準明確化	
改正法案44条の2、52条の2の監理措置を認める要件のうち、「その他の事情を考慮」「相当と認めるとき」という文言は過度に広汎ないし不明確で恣意的運用が可能となるため、法令によって限定・明確化する	「容疑者が逃亡し、かつ、証拠を隠滅するおそれがないときは、監理措置に付すものとする」旨に修正
4. 監理措置中の就労許可	
退去強制令書発布後も就労を許可する	退去強制令書の発付後の就労不可 ただし、附則において、被監理者の生活の安定に資するべく監理人に対する支援を検討すると規定する。
5. 監理人の監督・届出義務の削除	
監理人に選定される支援者、弁護士等は対象となる外国人に寄り添い、利益を守る立場にあるため、改正法案52条の3が定める監督・届出義務を課し入管側の利益も図るよう求めることは利益相反であり、削除する	届出義務そのものの削除は困難 ただし、生活状況については、届出義務の対象から除外する。 管理人の努力義務について、「指導及び監督」を「補導及び助言」に改める。 「補導」とは、一般的には、人を助け、導くことであって「指導」と大体同じ意味であるが、本人の自主性を尊重して本人が自ら社会的更生に努めたり、職業を修得したりするのを援助するというような感じの強い場合に用いられる。

野党からの修正要求項目と与党からの回答

野党修正要求項目	与党からの回答
<p>6. 身柄収容前の司法審査</p> <p>昨年9月の国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会の意見書に基づき、外国人の収容は、弁護士等の立会いの下での対象者からの聴聞を経た上で、裁判官があらかじめ発する収容許可状によって行う</p>	<p>附則で以下の規定を設ける。 「監理措置及び仮放免の許否の判断に当たっては、恣意的なものにならないように努め、その適正の確保に十分に配慮するとともに、不許可としたときの理由を付した書面の通知に当たっては、具体的な理由の記載に努めるものとする。当該判断に当たっては、透明性を確保するための措置を講ずる。」</p>
<p>7. 身柄収容期間の上限設定</p> <p>昨年9月の国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会の意見書に基づき、6.の収容許可状による外国人の収容期間に上限を設ける</p>	<p>収容期間は6月(逃亡等のおそれの程度等を考慮し、収容を継続する必要が特に高いと認められる者を除く。)以内とし、当該期間が経過した者については監理措置に付するものとする旨の規定の追加</p>
<p>8. 仮放免の基準明確化(必要的仮放免に関する規定の整備)</p>	
<p>疾病その他の事故により治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなったときは、法令により仮放免を認める</p>	<p>治療等を緊急に行う必要性が生じたため収容の継続が相当でなくなったときは、仮放免するものとするを規定する。</p>
<p>9. 在留特別許可の基準明確化</p>	
<p>法令によって許可基準を具体化・明確化するとともに、判断に当たって、児童の最善の利益を主として考慮して児童が父母から分離されないことや、家族があるときは家族と我が国に在留できることを特に配慮する</p>	<p>第50条第1項の中に次の号を追加する。 「本邦で出生した日本人の実子又は特別永住者の実子であること」 「難病等により本邦での治療等を必要としていること」</p>
<p>10. 補完的保護対象者の認定基準の明確化</p>	
<p>新たな概念である「補完的保護対象者」の認定に際し、求められる申請資料や認定基準を法令によって明確にする</p>	<p>法律で補完的保護対象者の基準を規定することは困難 迫害の理由を限定することなく、帰国した場合に難民条約上の迫害を受けるおそれのある者は、難民か補完的保護対象者のいずれかに該当し、保護されることとなる。 典型的な例としては、紛争避難民が想定される。 この点、現在、UNHCRの協力を得て運用指針を作成中であるところ、この運用指針は補完的保護対象者の認定においても適用される(なお、補完的保護対象者の認定の運用についてもUNHCRとも協議を行っているところ。)</p>

原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置

原不起訴裁定理由 事後措置 年次	総 数				起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成28年	66	13	53	19.7	14	3	11	21.4	49	10	39	20.4
29	85	5	80	5.9	6	2	4	33.3	79	3	76	3.8
30	84	21	63	25.0	14	5	9	35.7	67	16	51	23.9
令和元年	110	21	89	19.1	13	4	9	30.8	92	17	75	18.5
2	102	24	78	23.5	13	9	9	50.0	84	15	69	17.9
昭和24年～ 令和2年累計	18,279	1,647	16,632	9.0								
原不起訴裁定理由 事後措置 年次	嫌 疑 な し				罪 と な ら ず				そ の 他			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成28年	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年	4	-	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 被疑者数による延べ人員である。
 2 「昭和24年～令和2年累計」の「総数」の「不起訴維持」のうち10,230人は、平成5年(10,106人)及び平成8年(124人)の東京第一検察審査会の政治資金規正法違反事件関係である(原不起訴裁定理由はいずれも「嫌疑不十分」)。
 3 「その他」は、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果

裁判結果 年次	終局人員	有 罪						無 罪 免訴・ 公訴棄 却を含 む
		総 数	自由刑	うち全部 執行猶予	うち一部 執行猶予	罰金刑	う ち 執行猶予	
平成28年	12	12	5	3	-	7	-	-
29	10	9	7	2	1	2	-	1
30	15	14	7	3	-	7	-	1
令和元年	19	16	8	5	-	8	-	3
2	14	14	5	3	-	9	-	-
昭和24年～ 令和2年累計	(100.0) 1,560	(93.5) 1,458	529	355	1	929	14	(6.5) 102

- (注) 1 実人員である。
 2 刑の一部執行猶予制度の施行日は、平成28年6月1日である。
 3 指定弁護士による公訴提起を含む。
 4 ()内は%である。

『法曹時報』第74巻 第2号(令和4年2月1日発行)より抜粋
 令和4年4月22日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第二条による改正後の法第三十七条の三第二項の規定により第二条による改正後の法第三十一条の二第二項の申出をすべき弁護士会をいう。次条第一項において同じ。）に弁護人の選任の申出をしなければならない旨を教示しなければならぬ。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第八条 検察官又は司法警察員は、第四号施行日前においても、第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、又は勾留状が発せられている被疑者に対し、第四号施行日を告げ、第四号施行日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せられている被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしなければならない旨を教示することができる。

（刑事訴訟法）

2 前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

（検討）

第九条 政府は、取調べの録音・録画等（取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下この条において同じ。）が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

（調整規定）